

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：環境局】

機関名称	東京都公害審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	公害紛争処理法第13条、東京都公害紛争処理条例第2条
設置年月日	昭和46年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁の制度を設け、その迅速かつ適正な解決を図る。
委員数	15人 (うち、女性委員数 8人)
会議公開	非公開
会議 非公開理由	法令等による公開禁止（公害紛争処理法第37条）、個人のプライバシー保護 ※ 個々の事件について非公開
議事録公開	非公開
議事録 非公開理由	法令等による公開禁止（公害紛争処理法第37条）、個人のプライバシー保護
備考	-
HPのURL	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/conference/policy_others/pollution_comitee/index.html
問い合わせ先	環境局総務部総務課 電話番号：03-5388-3437 FAX番号：03-5388-1377